

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

国民年金関係 5 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 16 件

国民年金関係 10 件

厚生年金関係 6 件

大分国民年金 事案 461

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から38年3月まで

義父は、国民年金制度発足と同時に家族の加入手続を行った上、保険料を納付してきた。私の申立期間前後の国民年金保険料はすべて納付されているのに申立期間のみが未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であり、申立人は、国民年金制度発足時から平成7年1月までの国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人及び申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたとする義父の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立期間当時、申立人の世帯には農業収入があり、国民年金保険料を納付する資力はあったと主張しているところ、申立内容に不自然さは無く、申立期間当時、国民年金保険料を納付することが困難な状況にあったことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大分国民年金 事案 462

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から38年3月まで

父親は、国民年金制度発足と同時に家族の加入手続を行った上、保険料を納付してきた。私の申立期間前後の国民年金保険料はすべて納付されているのに申立期間のみが未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であり、申立人は、国民年金制度発足時から平成2年6月までの国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人及び申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたとする父親の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立期間当時、申立人の世帯には農業収入があり、国民年金保険料を納付する資力はあったと主張しているところ、申立内容に不自然さは無く、申立期間当時、国民年金保険料を納付することが困難な状況にあったことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年7月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月から41年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、当時は生活が苦しく申請免除をしていたが、昭和41年から43年ごろに旧A町役場の職員から勧められ、免除期間当時の保険料月額100円又は150円で必要な金額を計算してもらい、夫婦二人分の保険料を役場で追納した。申立期間が申請免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫は、国民年金制度発足当初から夫婦で国民年金に加入し、国民年金加入期間（申立人は厚生年金被保険者となる昭和62年4月までの期間、申立人の夫は60歳に到達する平成2年4月までの期間）について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、保険料納付済期間には特例納付期間も含まれることから、申立人及びその夫の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人に申立期間に係る国民年金保険料の追納勧奨をしたとする職員は、申立人が当該保険料を追納したと主張する時期において、旧A町役場の国民年金の担当であったことが確認でき、申立期間当時、同町役場には金融機関の窓口があったことが確認できることなど、申立人の申立期間に係る国民年金保険料の追納に関する主張は、同町役場の照会結果と一致することから基本的に信用できる。

さらに、申立人の知人は、「昭和40年代だったと思うが、申立人から、役場の職員に免除期間の保険料をまとめて払えば金利もつかないと言われて、貯金を下ろして払ってきたと聞いた。」と証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年11月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年11月から39年3月まで
② 昭和50年3月から53年6月まで

申立期間①の国民年金保険料は、私の妻が夫婦二人分を納付していたはずなのに、社会保険庁の記録では還付済みとなっている。還付される理由がない上、還付の申請をしたことも受け取った覚えもない。

また、申立期間②の国民年金保険料は、妻が納付してくれたはずである。申立期間①及び②が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が、申立期間①に係る国民年金保険料を納付していたことは、社会保険庁の特殊台帳及びA市の国民年金被保険者名簿の納付記録から確認できる一方、当該特殊台帳及び被保険者名簿には、昭和38年11月1日を国民年金被保険者資格喪失日として、申立期間①を含む38年11月から39年5月までの国民年金保険料を40年3月に還付したことが記載されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間①について、被用者年金に加入しておらず、本来、国民年金の強制加入被保険者となるべき期間であり、事実と異なる資格喪失手続により還付処理が行われたものと認められる。

一方、申立期間②について、A市の国民年金被保険者名簿の納付記録から、申立期間②直後の国民年金保険料を昭和55年9月に過年度納付していることが確認でき、申立期間②は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であることから、その時点で過年度納付が可能な期間について、国民年金保険料を納付したと考えるのが自然であるとともに、申立期間②当時、申立人に別

の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の妻が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間②の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年11月から39年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月及び53年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年2月から同年11月まで
② 昭和49年1月
③ 昭和49年4月
④ 昭和53年1月から同年3月

申立期間①の国民年金保険料の還付金を受け取った記憶はなく、社会保険事務所の事務処理に不信感を持っている。

また、申立期間②、③及び④について、納付の事実がないとのことであるが、この期間の国民年金保険料は納付しており、未納期間があるのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間②、③及び④を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、国民年金と他の被用者年金との切替手続も適正に行っており、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間③については、1か月と短期間であるとともに、社会保険庁の特殊台帳の記録から、申立人は、当該申立期間直前の昭和49年2月及び同年3月の国民年金保険料を、同年4月9日に納付していることが確認できることから、この時点で現年度納付が可能な申立期間③について、あえて国民年金保険料を納付しないのは不自然である。

さらに、申立期間④については、3か月と短期間である上、申立期間④の前後は納付済みであり、申立期間④の前後を通じて、申立人の生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間④のみが未納とされているのは不自然である。

一方、申立期間①については、社会保険庁の特殊台帳及び市の国民年金被保

険者名簿の記録から、国民年金保険料が納付されていることが確認できるものの、平成8年3月に申立期間①当時、申立人が共済組合員であったことが把握されたことにより、国民年金保険料が還付されたものと考えられる。

このことについて、特段の不自然さは見られない上、社会保険庁の申立人に係るオンライン記録には、申立期間の国民年金保険料が還付処理されたことが還付金額や還付決定日とともに明確に記録されており、この記録に不合理な点は無く、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

また、申立期間②については、社会保険庁の特殊台帳及び市の国民年金被保険者名簿の記録から、申立人は、昭和49年1月22日に共済組合員資格を喪失後、同年2月1日に国民年金被保険者資格を再取得しており、申立期間②は当初、国民年金の未加入期間とされていたものを、平成8年2月6日に社会保険庁がさかのぼって国民年金の強制加入期間としていることが確認でき、この時点では、申立期間②は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月及び53年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大分国民年金 事案 463

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月から46年3月まで
申立期間当時、私は大学生で県外に居住していたが、私の国民年金は、「(実家の)父親が加入手続をし、国民年金保険料も納付していたことを父親から聞いたことがある。」と妻が言っているので、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人は申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の父親は既に亡くなっていることから、申立人の申立期間に係る国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、申立期間について、申立人の父親が、申立人、申立人の母親及び申立人の義姉の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の義姉は、申立期間については国民年金に未加入である。

さらに、申立人は、申立期間以外の年金記録がすべて厚生年金保険及び共済年金加入期間であるところ、申立期間当時、申立人の実家のあるA市及びB社会保険事務所には、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、ほかに国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から48年3月までの期間、48年4月から50年3月までの期間及び57年10月から58年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年4月から48年3月まで
② 昭和48年4月から50年3月まで
③ 昭和57年10月から58年9月まで

私は、昭和44年4月の結婚と同時に夫と共に国民年金の加入手続をして夫の分と一緒に保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年4月の結婚と同時に夫と共に国民年金に加入し、夫婦二人分の国民年金保険料を、毎月、金融機関で納付していたと主張しているところ、申立人が、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間①については、申立人夫婦の国民年金加入手続の時期は、A市の申立人夫婦に係る国民年金被保険者名簿の記録等から、昭和50年12月であることが確認できる上、申立期間①当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間②については、申立人の夫は、昭和50年12月に、未納期間のうち申立期間を除く期間の国民年金保険料を特例納付及び過年度納付によりさかのぼって納付していることが確認できるところ、申立人の夫は、国民年金に加入した50年12月時点では36歳であり、それ以降、60歳到達時まで国民年金保険料を現年度納付したとしても年金の受給資格を満たさないため、特例納付等により受給資格を満たすことを目的として当該期間分の特例納付等をなしたものと考えられるが、申立人については申立期間②に係る国民年金保険料が特例納付及び過年度納付されたことをうかがわせる事情

は見当たらない。

加えて、申立期間③については、社会保険庁の申立人に係る特殊台帳の記録から、申立期間③直前の昭和 57 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料が現年度納付された上で、同年 10 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料の催告状が発行された記録が確認できることから、当該期間の国民年金保険料が現年度納付されたとは考えにくく、申立期間③直後の 58 年 10 月から 59 年 6 月までの国民年金保険料が過年度納付された 60 年 11 月時点では、申立期間③は、時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年4月から48年3月まで
昭和44年4月の結婚と同時に妻が私の国民年金の加入手続をして、夫婦二人分の保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年4月の結婚と同時に妻と共に国民年金に加入し、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を、毎月、金融機関で納付していたと主張しているところ、申立人の妻が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人夫婦の国民年金加入手続の時期は、A市の申立人夫婦に係る国民年金被保険者名簿の記録等から、昭和50年12月であることが確認できる上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、昭和50年12月に、申立期間直後の48年4月から50年3月までの国民年金保険料を特例納付及び過年度納付によりさかのぼって納付していることが確認できるところ、申立人は、国民年金に加入した50年12月時点では36歳であり、それ以降、60歳到達時まで国民年金保険料を現年度納付したとしても年金の受給資格を満たさないため、当該特例納付等により受給資格を満たすことを目的として当該期間分の国民年金保険料を特例納付等したものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 466

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から48年11月までの期間及び54年12月から59年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年11月から48年11月まで
② 昭和54年12月から59年3月まで

申立期間②については、自分でA市B区役所に行き、一括で国民年金保険料を納付したと思う。申立期間①についても納付したと思う。自分は、住所を転々としているので、国民年金保険料はまとめて納付することが多かった。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無く、当該期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者に係る資格取得日から、昭和61年6月ごろと推認でき、この時点では、申立期間①及び②は時効により国民年金保険料を納付できない期間であるところ、申立人は、社会保険庁のオンライン記録から、その時点でさかのぼって納付可能な申立期間②直後の59年4月以降の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和年 41 年 3 月から 45 年 9 月までの期間、46 年 5 月から同年 11 月までの期間及び 47 年 3 月から 49 年 4 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 3 月から 45 年 9 月まで
② 昭和 46 年 5 月から同年 11 月まで
③ 昭和 47 年 3 月から 49 年 4 月まで

私は昭和 41 年 3 月ごろに自治会長に勧められて国民年金に加入し、自治会を通じて国民年金保険料の納付を続けてきたにもかかわらず、申立期間①、②及び③が未加入とされ、保険料の納付記録が確認できないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い上、申立期間①、②及び③の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間①、②及び③に係る国民年金の加入手続の状況や国民年金手帳の受領等に関する記憶が曖昧であり、当該期間に係る国民年金の加入状況等が不明である。

さらに、申立人は、A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿等の記録から、昭和 49 年 5 月 15 日を資格取得日として国民年金に任意加入していることが確認でき、申立期間①、②及び③において、申立人の夫は厚生年金保険被保険者であり、その配偶者である申立人は国民年金の任意加入対象者となるため、さかのぼって国民年金に加入し保険料を納付することはできなかったと考えられるとともに、申立期間①、②及び③当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年6月から39年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月から39年12月まで

私の夫は会社勤めをしていたが病気になり、昭和37年3月ごろA市の病院に入院した。私もA市にアパートを借りて、B町からA市に転居し、同年6月からC医院に勤務を始めた。そのころ、地区の婦人会の役員が来て、国民年金ができたので、国民年金保険料を納付するよう勧められ、その場で100円を支払った。その後は市役所で納付するように言われたので、毎月給与をもらうたびに、A市役所に行って国民年金保険料を納付してきた。C医院を辞める昭和39年12月まで保険料を納付したはずなので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B町からA市に転居後、昭和37年6月から地区の婦人会及びA市役所で国民年金保険料を毎月納付していたと主張しているところ、申立人が、A市において申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、結婚前の昭和36年1月にB町において旧姓で払い出されていることが確認できるところ、申立人は申立期間当時、当該手帳を所持していた記憶が無いこと、戸籍の附票から、申立人は、申立期間当時、A市ではなくB町に住民登録されていることが確認できる上、申立人には国民年金に係るA市への住所変更手続をなしたことの記憶が無いこと、及び申立期間当時、A市において申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立人が、A市において申立期間に係る国民年金保険料を毎月、現年度納付したことは認めがたい。

さらに、申立期間当時、申立人が住民登録されていたB町において、申立

人の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで

私は、平成3年度の国民年金保険料は旧A町役場で免除申請の手続をした。その後、平成4年度に役場の担当者から申立期間に係る国民年金保険料の納付書をもらい、複数回に分割して納付した。このとき、平成4年度の現年度分と併せて納めたはずであり、申立期間が免除期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、平成4年度に申立期間及び現年度分の国民年金保険料を納付したと主張しているが、旧A町が保管する申立人の国民年金被保険者名簿の記録によると、申立人は平成4年度に現年度分の国民年金保険料を納付しているほか、申立期間直前の平成2年4月から3年3月までの国民年金保険料を複数回に分割して過年度納付していることが確認できる。

これは、申立人が主張する納付方法とほぼ一致することから、申立人が国民年金保険料の納付期間を誤認している可能性も否定できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 473

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 5 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 5 月から 52 年 3 月まで

私が、A 市役所 B 支所で夫婦二人分の国民年金の加入手続をし、夫婦二人分の国民年金保険料を B 支所で納付した。現在所持する年金手帳に初めて被保険者になった日が記載されており、その月から国民年金保険料を納付したはずである。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る申立人夫婦の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の申立人夫婦の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立人夫婦の居住地から近い A 市役所 B 支所で、申立人夫婦の国民年金保険料を納付したと主張しているが、A 市役所に照会した結果、「本庁では前住地の納付記録を確認した上で、未納の現年度保険料の収納をしていた。また、過年度保険料については、過年度納付書を発行し、金融機関での納付を勧めていたが、B 支所では、国民年金被保険者名簿が無いことから、住所異動後の現年度保険料を受け付けるのみで、過年度納付には対応していなかった。」と回答している。

さらに、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、昭和 52 年 7 月ごろに払い出されたことが推認でき、この時点では、申立期間は過年度保険料となることから、A 市役所 B 支所では、申立期間の国民年金保険料を納付することができなくなったものと考えられる上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人夫婦の国民年金被保険者資格取得日は、申立人が昭和 52 年 7 月ごろに申立人夫婦の国民年金加入手続を行った際に、51 年 5 月にさかのぼ

って資格取得がなされたものと認められ、実際に資格取得月から国民年金保険料が納付されていたことを示すものではないと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 474

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 5 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 5 月から 52 年 3 月まで

私の妻が、A 市役所 B 支所で夫婦二人分の国民年金の加入手続をし、夫婦二人分の国民年金保険料を B 支所で納付した。現在所持する年金手帳に初めて被保険者になった日が記載されており、その月から国民年金保険料を納付したはずである。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が、申立期間に係る申立人夫婦の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の申立人夫婦の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の妻は、申立人夫婦の居住地から近い A 市役所 B 支所で、申立人夫婦の国民年金保険料を納付したと主張しているが、A 市役所に照会した結果、「本庁では前住地の納付記録を確認した上で、未納の現年度保険料の収納をしていた。また、過年度保険料については、過年度納付書を発行し、金融機関での納付を勧めていたが、B 支所では、国民年金被保険者名簿が無いことから、住所異動後の現年度保険料を受け付けるのみで、過年度納付には対応していなかった。」と回答している。

さらに、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、昭和 52 年 7 月ごろに払い出されたことが推認でき、この時点では、申立期間は過年度保険料となることから、A 市役所 B 支所では、申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人夫婦の国民年金被保険者資格取得日は、申立人の妻が昭和 52

年7月ごろに申立人夫婦の国民年金加入手続を行った際に、51年5月にさかのぼって資格取得がなされたものと認められ、実際に資格取得月から国民年金保険料が納付されていたことを示すものではないと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 2 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 2 月から 48 年 3 月まで

私は高校を卒業後、家業に従事した。20 歳の時に納付組織（婦人会）の人に勧められて国民年金に加入した。母親が加入手続をし、保険料も納めてくれていたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、申立人が国民年金に加入した時期は、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者資格取得日から、昭和 48 年 8 月ごろと推認され、この時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、申立人の母親が、申立人の国民年金の加入手続を行ったと推認される昭和 48 年 8 月ごろに 43 年 2 月（20 歳時）までさかのぼって資格取得がなされたものと認められ、実際に資格取得月から国民年金保険料が納付されていたことを示すものではないと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年5月から38年5月まで
② 昭和38年6月から39年3月まで

私は、申立期間①においてA社に勤務した後、申立期間②においてB社に勤務したのに、いずれの申立期間についても、厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

3 委員会の判断の理由

申立期間①については、勤務内容に関する申立人の具体的な供述から、申立人が当該期間において、A社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、A社の当時の事業主は既に死亡しており、申立期間当時、厚生年金保険料を控除していたか否かについての証言を得られない上、社会保険庁の記録では、同社は、昭和39年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、申立期間は未適用事業所であり、申立人が記憶する元上司及び元同僚についても、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録は確認できない。

申立期間②については、勤務内容に関する申立人の具体的な供述から、申立人が当該期間において、B社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、B社は、昭和44年3月25日に全喪しており、保険料の控除等に係る関連資料も無く、当時の事業主は既に死亡していることから、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたか否かについての証言も得ることができない。

また、社会保険庁の記録では、B社は、昭和 39 年 4 月 3 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、申立期間は、未適用事業所であり、申立人が記憶する元上司及び元同僚についても、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②の期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月 1 日ごろから 39 年 8 月 30 日ごろまで
私は、申立期間において、A社B支店で勤務していたのに、厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な供述及び当時の申立人の下宿先の人の証言により、申立人が申立期間において、A社B支店で勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、C社(平成 15 年 7 月 1 日に、A社を合併)に照会した結果、「在籍を確認できる資料は正社員雇用分しか無く、申立人の在籍を確認できない。」と、また、C健康保険組合に照会した結果、「当時の資料等は廃棄しており、申立人の在籍を確認できない。」と、それぞれ回答しており、申立期間における申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況を確認することができない。

また、社会保険事務所の記録によれば、A社B支店は、厚生年金保険の適用事業所としての該当が無い上、適用事業所であるA社の本社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険証の番号に欠番も無い。

さらに、同業種の類似事業所の職歴について調査したものの、その事業所においても申立人の氏名を確認することができない。

加えて、申立人は、元同僚の記憶が無く、元同僚から申立期間における事業所の勤務状況等の証言を得ることができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 197

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月から同年 5 月まで

私は、高校卒業後、A社に入社し、社長の家に住み込み、そこから通勤し勤務したのに、申立期間の厚生年金保険の期間が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容等に係る申立人の具体的な供述から、申立人が、申立期間において、A社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、A社は既に倒産しており、当時の事業主も死亡していることから、申立期間における厚生年金保険の加入状況等については不明であるものの、複数の元同僚は、「当時、多くの若い従業員は入社後、すぐに退職するものが多かった。また、事業主は入社後、しばらくしてから厚生年金保険に加入させていたと思う。」と証言しており、当時、事業主は、一定の試用期間後に従業員を厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

また、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも申立人の氏名は無く、健康保険整理番号にも欠番は無い。

加えて、元同僚から申立人のA社における勤務期間等についての証言を得ることもできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 198

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 1 月 4 日から同年 6 月 1 日まで
② 昭和 60 年 4 月 1 日から 61 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間①については、A 県立 B 高等学校で臨時講師として、また、申立期間②については、A 県立 C 高等学校及び A 県立 D 高等学校でそれぞれ非常勤講師して勤務したのに、いずれも厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の勤務内容に係る供述及び A 県立 B 高等学校の人事異動通知書から、申立人が同校に臨時講師として勤務していたことは確認することができる。

しかしながら、A 県立 B 高等学校に照会した結果、「当時の関連資料は無く、厚生年金保険料の控除等については不明。」と回答しており、また、A 県教育委員会に照会した結果、「臨時職員で、任用期間が 2 か月未満の者は、厚生年金保険法の適用除外者として取り扱っており、現在でも厚生年金保険に加入させていない。」と回答していることから、申立人の申立期間①における雇用状況等を踏まえると、A 県立 B 高等学校は、申立人を厚生年金保険に加入させていなかったものと推認される。

申立期間②については、申立人の勤務内容に係る供述、A 県立 C 高等学校及び A 県立 D 高等学校の人事異動通知書から、申立人が両校で、それぞれ非常勤講師として勤務していたことは確認することができる。

しかしながら、A 県教育委員会に照会した結果、「県立学校非常勤講師取扱要綱により、非常勤講師は、厚生年金保険に加入させていない。」と回答しており、A 県立 C 高等学校及び A 県立 D 高等学校は、申立人を厚生年金保

険に加入させていなかったものと推認される。

また、申立人は、昭和 59 年 5 月から 62 年 9 月まで国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②の期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大分厚生年金 事案 199

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年1月から36年11月まで

私は、昭和28年1月にA社（ホテル、映画館及びパチンコ店を経営）の入社試験を受け、同年1月に入社した。最初の勤務先は、パチンコ店で、1か月後の28年2月から36年11月まで映画館Bに勤務したのに、この間の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細かつ具体的な勤務内容に係る供述及び当時の事務担当者の証言から、申立人が、申立期間のうち、昭和28年2月から36年11月までの期間において、勤務していたとする映画館Bは、申立人の複数の元同僚及び当時の事務担当者の証言から、C映画株式会社と確認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、C映画株式会社は、昭和38年1月に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる上、当時の厚生年金保険の元事務担当者に照会した結果、「C映画株式会社が昭和38年1月29日に新規適用事業所になった時に、正社員すべてを厚生年金保険に加入させたので、それ以前は、自分自身も厚生年金保険被保険者ではなかった。」と証言しており、その証言は、社会保険事務所のオンライン記録と一致する。

また、申立人が昭和28年1月から同年2月までの期間において、勤務したとするパチンコ店については、その店名についての記憶が定かでなく、元事務担当者に照会した結果、「当該パチンコ店の名称は、D社であった。」との証言が得られたことから、社会保険庁のオンライン記録で、D社と併せてA社名称のパチンコ店についても調査した結果、いずれも厚生年金保険の適

用事業所としての確認はできない上、申立人の氏名を確認することもできない。

さらに、社会保険事務所が保管するホテルE（後のA社ホテルE）の健康保険厚生年金保険被保険者原票等において、昭和36年11月以前の申立人の氏名は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 200

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月10日から8年8月26日まで

私は、申立期間について、A社で建設作業員として建設作業場で働いた。働いていたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務内容に係る具体的な供述及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間のうち、平成3年7月15日から4年4月30日までの期間、4年10月1日から5年4月30日までの期間、5年9月1日から6年9月30日までの期間及び7年9月1日から8年4月30日までの期間において、A社で勤務していたことは確認することができる。

しかしながら、当該期間について、A社が保管する申立人に係る賃金台帳により、事業主は厚生年金保険料を給与から控除していなかったことが確認できる。

また、A社に照会した結果、「雇用保険は、工事がある期間について加入させていた。また、勤務内容が申立人と同様の他の従業員は厚生年金保険に加入させていたが、申立人が厚生年金保険に加入しないと述べていたことから、加入させなかった。」と回答しており、事業主は、当該期間について、申立人を厚生年金保険に加入させていなかったものと推認することができる。

さらに、社会保険庁のオンライン記録から、申立人は、昭和63年4月から平成6年2月までの期間において、国民年金被保険者として、国民年金保険料を納付（平成4年1月分は未納）していることが確認できる。

加えて、平成6年9月27日から8年8月26日までの期間においては、国民健康保険の被保険者であったことが確認できる。

その上、申立期間のうち、雇用保険の記録が確認できない期間について、A社の賃金台帳には退職と記載されていることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。